



厚生労働省 東京労働局発表
平成24年2月17日

担 当	東京労働局 労働基準部 賃金課 課 長 滝澤 成 主任賃金指導官 工藤 優
	賃金指導官 高橋 幸樹 Tel 3512-1614 (直通)

東京都の特定（産業別）最低賃金は2月18日から引上げ

1 東京都の特定（産業別）最低賃金は、設定されている6業種のうち3業種について、東京労働局長の決定により2月18日からそれぞれ次表の時間額に引き上げられます。

なお、改正が行われず、東京都最低賃金を下回ることとなった3業種については、最低賃金法に基づき、より高い金額である東京都最低賃金837円（平成23年10月1日改正）が適用されています。

平成23年度 東京都の特定（産業別）最低賃金の改正内容

最低賃金の名称	時間額（引上額・引上率）	発効日
鉄鋼業	852円（6円・0.71%）	24.2.18
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838円（6円・0.72%）	24.2.18
出版業	838円（11円・1.33%）	24.2.18

平成23年度 改正しなかった東京都の特定（産業別）最低賃金

業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	（829円） 地837円	地23.10.1 （22.12.31）
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	（832円） 地837円	地23.10.1 （22.12.31）
各種商品小売業	（792円） 地837円	地23.10.1 （21.12.31）
地とは東京都最低賃金（地域別最低賃金）が適用されることを表します。		

2 上記の産業を含め都内の全使用者及び全労働者（派遣中のものを含む。）に適用される東京都最低賃金は、既に23年10月1日から時間額837円に改正されています。

3 東京労働局では、改正後の最低賃金額の周知に努めるとともに、重点的な監督指導の実施等により、その履行確保を図ることとしています。

(参考)

1 適用

特定(産業別)最低賃金は、東京都内の該当産業の事業場で働く労働者(派遣中の労働者を含む)に適用されるもので、次の労働者を除き、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態、性、国籍等の区別なく適用されます。

* 次の労働者は、東京都特定(産業別)最低賃金が適用されず、東京都最低賃金(時間額837円)が適用となります。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
清掃又は片付けの業務に主として従事する者

2 金額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当

臨時に支払われる賃金

賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定(産業別)最低賃金の適用労働者数等

最低賃金の名称	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	406	10,543
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	1,004	16,567
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	4,700	134,066
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	960	36,562
出 版 業	2,797	55,067
各種商品小売業	619	67,916
合 計	10,486	320,721